

# 時の動き

## 判決後、すぐに第5次訴訟の準備に

厚木爆音訴訟原告団事務局 高久 保

16年12月8日は米軍及び自衛隊機の爆音の苦痛を抱え持つ、第4次爆音訴訟団（民事及び行政訴訟）は忘れられない日になりました。最高裁判決は極めて反動的な判決に終始しました。小法廷の判決は、特に、行政訴訟として自衛隊機の飛行差し止めに関して、法的な根拠が不明確なまま「不当判決」が出されました。裁判は上級審になることに時の権力、行政にこびるがごとく、たとえば沖繩の辺野古新基地問題でもそうですが、住民訴訟と意思を圧殺してきました。しかし、「法」の判断に屈することなく、厚木でも沖繩でも大衆行動を柱に闘い続けるしか解決の道がないと思います。

### 高裁判決が何故覆されたか

7054名からなる大原告団は「平和で静かな空を」を訴え闘ってきました。原告団が目指したのは行政訴訟としての「飛行差し止め」そして民事の「損害賠償」の請求です。内容は、飛行差し止めでは、自衛隊機、米軍機とも夜8時から翌朝8時までの一切の離着陸、エンジン作動をさせない、さらに、朝8時から夜8時までの騒音レベルが「70 dBを超えさせるな」で、損害では過去3年間に遡り、加えて、将来請求の騒音被害に対して、月額2万円の賠償金を支払え、というものでした。この間、画期だったのは、14

年5月21日、横浜地裁の第4次訴訟の判決です。内容は、民事訴訟に当たる爆音の賠償請求で勝利し、さらに行政訴訟に当たる自衛隊機の「夜間飛行差し止め」の勝利判決です。進行協議として取り組まれた地裁判事の現場検証が地裁判決の行方を決定づけました。さらに、15年7月30日、東京高裁判決では内容が不十分であっても、①自衛隊機の夜間飛行差し止め、②騒音による賠償請求について、原告団勝訴を勝ち取りました。不十分だというのは米軍機の飛行については政治的な判断を示さない、つまり飛行を認めました。「日米安全保障条約」が司法判断のネックでした。沖繩の基地問題でも同様



厚木基地を離陸する米軍機

に「安保による地位協定」で、不当判断が示されています。最高裁判断は、住民の被害についてはその深刻性を認めつつも、「社会連念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるか否か」という観点」からの判断で、自衛隊機の運航・飛行については妥当性を欠くと認めることは困難だ、という不当

な判断です。「法」は誰に向けて判断すべきかを放棄したものです。行政訴訟の「飛行差し止めの訴え」そのものを肯定しながらだけに、最高裁判断が行政Ⅱ国家の意向を反映しているといえます。「逆転不当判決」は原告団の「平和で静かな空を」という「生活基本権」を国家が犯しても良い、そういう内容だからです。その内容が、①自衛隊機の飛行差し止めはできない、②被害者救済としての「損害賠償」を放棄したこと、③将来に亘りその請求権を認めない、というものでした。厚木における「爆音訴訟」は、沖縄での新基地建設「辺野古」問題とも、オスプレイ配備（自衛隊をふくむ）・F35配備問題等と絡み合っていると思います。

### 第5次厚木爆音訴訟に向けて

最高裁判決が出た日、原告団及びそれを支え闘ってきた弁護団は、第5次

訴訟を取り組むことを決定し、声明を發しました。最高裁の判断が出されましたが、依然として厚木基地周辺住民の「爆音被害」がなくなったわけではなく、さらに被害が拡大されることは避けられないこと、そして、米軍・自衛隊基地問題は、「平和で安心して暮らしたい」という住民の「基地はいらない」という要求と絡みます。根底には「戦争を放棄した憲法」が安保関連法で改ざんさせられ「戦争のできる国作り」があるからです。軍隊は人殺しの（災害救助活動を除けば）集団であるし、人殺しを仕事にする軍隊と基地はいらないからです。

私たち「厚木基地爆音防止期成同盟」通称「爆同」は住民の意思を基本に、第5次訴訟を継続する中で、日本の「平和」についても問題提起をし、全国「再び戦争を起させない」という仲間と共に闘い続けていきます。

（たかく たもつ）